

「物流革新に向けた政策パッケージ」

資料1-4

「2024年問題」への対策は警察庁としても重要な課題。昨年6月、政府において「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、警察庁は次の2つの施策に取り組んでいる。

- 高速道路のトラック速度規制の引上げ
- 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し

■ 駐車規制の見直しについて

➢ 警察庁においては、働き方改革関連法が公布された平成30年以降、**貨物の集配に配慮した駐車規制**を実施するよう、通達や全国会議等により都道府県警察を強力に指導。

➢ 都道府県警察においては、運送事業者等からの要望にも対応し、以下の取組を推進。

- ・ 貨物集配中の車両の駐車禁止規制からの除外
- ・ 貨物車専用駐車枠の設置、これらの枠に駐車している一般車両の取締り



貨物集配中の車両が駐車可能な区間及び距離

■ 合計距離 (m) ● 合計区間数



取組の結果、平成29年度末と比べ駐車可能区間は約2万2千メートル増加

○ 駐車規制を見直した具体例

(駐車禁止規制区間に貨物集配中車両に限った駐車枠を設置)



今後も、以下の項目について都道府県警察への指導を強力に推進

- 貨物の集配に配慮した駐車規制の実施
- 路外駐車場等の整備の地方公共団体への働きかけ

【根拠】

道路交通法第45条第1項

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。

ただし、(都道府県) 公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときはこの限りではない。

駐車許可は用務の目的を限定しておらず、**貨物集配中の車両についても対象**となり得る

【許可要件】

許可要件は都道府県公安委員会規則に規定されており、全国でほぼ同一の規定を設けている

例) 東京都の場合

<用務>

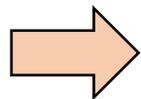
- ・ 公共交通機関その他の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務である
- ・ **5分以内の貨物の積卸し等駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務**である

<日時>

- ・ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でない
- ・ 用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでない

<場所>

- ・ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でない
- ・ 一定の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること



「門前払いされた」、「許可基準が都道府県によって異なる」といった御意見を踏まえ、事業者の方の御要望もお伺いしながら、**運用の斉一性を確保するよう努めてまいります**

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について

■ これまでの取組

平成31年通達

- ◎ 目的： 訪問診療等の社会的な重要性が増す中、関係車両の駐車許可を簡素合理化する
- ◎ 対象： 医師、歯科医師、助産師、看護師等が訪問診療等に使用する車両のほか、同様に取扱うべき車両

申請手続の簡素合理化の具体的内容

駐車日時 の特定

正確な日時特定が困難な場合や、緊急の訪問診療等が必要な場合への留意
(「医療機関の診療時間内(9時~17時)」等の記載を許容)

駐車場所 の特定

柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮
(複数の訪問場所がある場合には、包括申請を許容)

申請書類 の簡素化

- ・ 駐車場所及び周辺の見取図作成の負担軽減(既存地図の利用等)
- ・ 訪問先を追加する場合、追加する訪問先のみ
の書面添付で足りるものとする
(新たな一覧表の提出を求めない)

申請手続 の合理化

- ・ 複数警察署にまたがる申請を1つの署で一括受理
- ・ 緊急やむを得ない場合は、電話等での申請を許容

■ 令和5年の地方分権改革

自治体からの問題提起

訪問介護事業者の許可申請に伴う負担が大きい

簡素合理化の対象となるべき「訪問介護」車両への対応にばらつきがあるなど、配慮が徹底されていない点が指摘された

「地方分権改革に関する提案募集」を受けた
閣議決定(令和5年12月22日)

- 以下の内容の新通達を発出
 - ・ 駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両の明確化
 - ・ 提出が不要な疎明書類の明確化
- 関係団体への周知を図る
- オンライン申請対象外となっている一部の駐車許可手続のオンライン化についても、可能とする方向で検討し、令和7年中に結論を得る

今年度中に新通達を発出し、全国警察へ周知